

保育料徴収基準額表（宮古島市案）

単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		標準時間徴収基準額（月額）		短時間徴収基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付 受給世帯	0	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、前年度分の市 町村民税非課税世帯	第2階層において 母子・父子・障害 世帯	0	0	0	0
		上記該当以外の世 帯	8,400 (4,200)	6,000 (3,000)	8,200 (4,100)	5,800 (2,900)
第3階層	48,600円未満	第3階層において 母子・父子・障害 世帯	13,300 (6,650)	10,900 (5,450)	13,000 (6,500)	10,700 (5,350)
		上記該当以外の世 帯	14,300 (7,150)	11,900 (5,950)	14,000 (7,000)	11,600 (5,800)
第4階層	第1階層を除 き、前年度分の 市町村民税（9 月以降は、当該 年度分市町村	第4階層において 母子・父子・障害 世帯	19,200 (9,600)	17,100 (8,550)	18,800 (9,400)	16,800 (8,400)
		上記該当以外の世 帯	24,200 (12,100)	22,100 (11,050)	23,700 (11,850)	21,700 (10,850)
第5階層	169,000円未満 （課税世帯 であって、所得 割額が次の区 分に該当する 世帯）	第5階層において 母子・父子・障害 世帯	30,100 (15,050)	21,500 (10,750)	29,500 (14,750)	21,100 (10,550)
		上記該当以外の世 帯	35,100 (17,550)	26,500 (13,250)	34,500 (17,250)	26,000 (13,000)
第6階層	301,000円未満	37,500 (18,750)	27,500 (13,750)	36,800 (18,400)	27,000 (13,500)	
第7階層	397,000円未満	40,500 (20,250)	28,500 (14,250)	39,800 (19,900)	28,000 (14,000)	
第8階層	397,000円以上	43,500 (21,750)	31,500 (15,750)	42,700 (21,350)	30,900 (15,450)	

（ ）は、半額徴収を表す。